

岡口基一裁判官を罷免しない裁判を求める会長声明

1 令和3年6月16日、国会の裁判官訴追委員会は、仙台高等裁判所判事の岡口基一裁判官（以下、「岡口裁判官」という。）を裁判官弾劾裁判所に罷免訴追した（以下、「本件訴追」という。）。

2 裁判官は人権保障のため大きな役割を担い、行政や国会とも対立しうることから、他の機関から独立して職務を行う必要がある。そこで、「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とされ（憲法76条3項）、例外的に国会に設置される弾劾裁判所のみが裁判官の身分を失わせることができる。そして、弾劾裁判による罷免は、裁判官の身分のみならず、弁護士等の法曹としての資格も失わせるものである。

そのため、裁判官弾劾法は裁判官の罷免事由を、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（第2条第1号）、又は②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（同条第2号）として、「甚だしく」「著しく」等の文言により罷免事由を厳しく制限している。

過去の訴追事案を見ても、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」とされたものは、児童買春、ストーカー、及び盗撮といった重大な事案である。

3 本件訴追は、裁判官弾劾法第2条第2号「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」を理由とするものである。

そして、本件訴追の理由として挙げられているものは、職務と関係しないインターネットのSNS上の書き込みや、取材や記者会見における発言という表現行為である（以下、「本件表現行為」という。）。

裁判官も憲法上保障された表現の自由（21条）を有しており、表現行為は民主主義の基盤となる重要な行為であるから、表現行為を「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」とであると認めるためには、法曹資格を喪失してもやむを得ないと言えるほどの重大な違法性を要する。

本件表現行為の中には、犯罪被害者の遺族感情を傷つけるなどの不適切なものが含まれていることが否定できないが、法曹資格を喪失してもやむを得ないような重大な違法性を有しているとまで言うことはできない。

- 4 仮に、本件表現行為を理由に岡口裁判官を罷免することになれば、弾劾裁判による罷免の基準である「著しく」という厳格な要件を恣意的に解釈できることになり、その時の弾劾裁判所を構成する国会議員にとって不都合な裁判官の罷免という前例を作ることにもなりかねない。そうなれば、裁判官は訴追を恐れて行動が委縮し、裁判官の独立、ひいては裁判官の担う人権保障に重大な悪影響をもたらす危険性がある。
- 5 そこで、当会は、裁判官弾劾裁判所に対して上記の問題点を踏まえた慎重な審理を求めるとともに、罷免事由を厳格に解釈し、岡口裁判官を罷免しないとの裁判をするよう求める。

以上

2022年1月11日

佐賀県弁護士会

会長 安 永 恵 子